

意見書

新潟県教育庁高等学校教育課指導第2係 御中

令和6年5月28日

参加人 宮部龍彦

実施機関による、令和6年4月25日付け弁明書（教高第411号）について、次のとおり意見する。

参加人は本件については実施機関の対応を支持し、その上で全ての関連文書の新潟県情報公開条例第7条第2号に該当する部分を除いた公開を強く求める立場である。

まず、行政文書部分公開が執行停止された状態が長く続いている状態は不当なので、どのような形式であれ、速やかな執行を求める。

また、参加人は未だに行政文書部分公開に係る文書の表題すら知らされていない状態である。参加人と実施機関・審査請求人との間で情報の不均衡が生じている状態は不当なので、並行して本件審査請求に係る審査請求書等の資料につき、新潟県情報公開条例第21条4項による閲覧を求める。

なお、この意見書については、審査請求人又は参加人による閲覧等について意見はない。

以上